

山梨県公報

号外第五十三号

令和四年

十二月二十六日

月 曜 日

目 次

条 例

○山梨県犯罪被害者等支援条例	三
○山梨県個人情報保護の保護に関する法律施行条例	六
○山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例	一一
○山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	一二
○山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例	一二
○山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例	三一
○山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例	四一
○山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例を廃止する条例	四五
○山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例	四五

条例のあらまし

○山梨県犯罪被害者等支援条例(条例第四十九号)(県民生活安全課)

1 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする事とした。

2 犯罪被害者等支援に関する基本理念を定めることとした。

3 県、県民、事業者及び民間支援団体の責務並びに支援体制の整備について定めることとした。

ととした。

4 協議会の設置及び犯罪被害者等支援計画について定めることとした。

5 犯罪被害者等支援に関する基本的施策を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行することとした。

○山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例(条例第五十号)(行政経営管理課)

1 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることとした。

2 個人情報ファイルのうち本人の数が規則で定める数以上であるものについて、条例個人情報ファイル簿を作成し、公表することとした。

3 保有個人情報の一部開示決定又は不開示決定を通知するに当たり、不開示理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該通知にその期日を記載しななければならないこととした。

4 保有個人情報の開示決定等の期限及びその特例について定めることとした。

5 次の手数料を定めることとした。

(一) 保有個人情報開示手数料

(二) 行政機関等匿名加工情報作成手数料

(三) 作成された行政機関等匿名加工情報利用手数料

6 保有個人情報の開示を写しの送付により求める場合、当該送付に要する費用を負担しなければならないこととした。

7 保有個人情報の開示請求等の処分に対する審査請求の諮問先として、山梨県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、審議会の組織、権限等並びに委員の要件、任期及び守秘義務について定めることとした。

8 県の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができることとした。

9 県の機関は、本人から保有個人情報の提供を求める旨の申出を受けた場合に直ちに提供することができる保有個人情報を選定することができることとした。

10 知事は、毎年度、法及びこの条例の施行の状況の概要を公表することとした。

11 7の守秘義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。

12 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則第一条第七号に掲げる規定(同法第五十一条の規定に限る。)の施行の日(令和五年四月一日)から施行することとした。

13 山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）は、廃止することとした。

14 山梨県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を定めることとした。

○ 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）（人事課）

1 一般職の県職員の勤勉手当の改定等に鑑み、特別職の職員に係る期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(一) 令和四年度十二月期の支給割合を一・六七五分分に引き上げる。

(二) 令和五年度以降の六月期の支給割合を一・六五分分に引き上げ、十二月期の支給割合を一・六五分分とする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和五年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については、令和四年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）（人事課）

1 一般職の県職員の勤勉手当の改定等に鑑み、県議会議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(一) 令和四年度十二月期の支給割合を一・六七五分分に引き上げる。

(二) 令和五年度以降の六月期の支給割合を一・六五分分に引き上げ、十二月期の支給割合を一・六五分分とする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和五年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については、令和四年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）（人事課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和四年十月十八日付の給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 給料表の改定 初任給を引き上げるとともに、若年層の職員を対象に給料月額を改定する（平均改定率〇・二％）。

(二) 勤勉手当の改定

(1) 令和四年度十二月期の勤勉手当の支給月数を一・〇五分分に引き上げる。

(2) 令和五年度以降の六月期及び十二月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ一月分に引き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和五年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については令和四年四月一日から、1(二)については同年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）（福利給与課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和四年十月十八日付の給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 給料表の改定 初任給を引き上げるとともに、若年層の職員を対象に給料月額を改定する（平均改定率〇・二％）。

(二) 勤勉手当の改定

(1) 令和四年度十二月期の勤勉手当の支給月数を一・〇五分分に引き上げる。

(2) 令和五年度以降の六月期及び十二月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ一月分に引き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和五年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については令和四年四月一日から、1(二)については同年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十五号）（警察本部警務課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和四年十月十八日付の給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 給料表の改定 初任給を引き上げるとともに、若年層の職員を対象に給料月額を改定する（平均改定率〇・二％）。

(二) 勤勉手当の改定

(1) 令和四年度十二月期の勤勉手当の支給月数を一・〇五分分に引き上げる。

(2) 令和五年度以降の六月期及び十二月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ一月分に引き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和五年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については令和四年四月一日から、1(二)については同年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例を廃止する条例（条例第五十六号）（健康長寿推進課）

1 高齢者の介護に関する知識及び技術の普及その他の事業の実施方法等の見直しに鑑み、県立介護実習普及センターを廃止することとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県議会の保有する個人情報保護に関する条例（条例第五十七号）（議会）

1 この条例は、山梨県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに必要事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものとした。

2 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることとした。

3 個人情報の保有の制限、利用目的の明示、適正な取得、安全管理措置、利用及び提供の制限等、個人情報等の取扱いについて定めることとした。

4 個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めることとした。

5 保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手続等について定めることとした。

6 保有個人情報の開示決定、訂正決定、利用停止決定等に係る審査請求に関する手続を定めることとした。

7 職員若しくは職員であった者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処することとした。

8 職員若しくは職員であった者等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。

9 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。

10 偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者は、五十万円以下の過料に処することとした。

11 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

条例

山梨県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和四年十二月二十六日

山梨県条例第四十九号

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県犯罪被害者等支援条例

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族である県民をいう。

三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、及び再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。

四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者、犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを利用して行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的又は身体的な苦痛、名誉の毀損、日常生活の平穏の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。

五 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

ならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の緊密な連携及び協力の下で行うものとする。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（次条から第七条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、第一項の規定により犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害が生ずることのないよう十分配慮し、これを防止するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たり、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、従業員又はその家族が犯罪等により被害を受けた場合には、当該従業員又はその家族がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その雇用の継続、労働時間、休暇等について十分配慮するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、犯罪被害者等支援を行うに当たり、基本理念にのっとり、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、国、県及び市

町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(支援体制の整備)

第八条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と緊密に連携し、及び相互に協力して、犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するものとする。

2 県は、前項の支援体制を整備するに当たり、犯罪被害者等が国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するいずれの機関及び団体に支援を求めた場合においても、必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(協議会の設置)

第九条 県は、県、関係機関その他の犯罪被害者等支援に関係する者の連携の緊密化及び犯罪被害者等支援に関する施策の効果的かつ円滑な実施を図るため、県、関係機関その他の犯罪被害者等支援に関係する者により組織される協議会を置く。

2 前項の協議会においては、県、関係機関その他の犯罪被害者等支援に関係する者が相互の連絡を図ることにより、犯罪被害者等支援に関する課題に係る情報の共有、犯罪被害者等支援に係る取組の状況の報告及び犯罪被害者等支援に関する施策についての協議を行うものとする。

(犯罪被害者等支援計画)

第十条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本的な方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めるに当たり、あらかじめ、犯罪被害者等、市町村及び民間支援団体の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、犯罪被害者等支援計画に基づく施策その他犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

(相談、情報の提供等)

第十一条 県は、次条、第十三条、第十五条、第十七条及び第十八条に定めるもののほか、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求に関する支援)

第十二条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十三条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な経済的支援を行うよう努めるとともに、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、及び安心して日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たり、犯罪被害者等が十八歳に満たない者その他の精神的に未成熟である者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(安全の確保)

第十五条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止し、並びにその安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに更なる犯罪等による被害及び二次被害を防止するため、県営住宅(山梨県営住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)第二条第一号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備及び改善その他の犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第十八条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査等の過程における配慮等)

第十九条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、及び犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等支援に従事する者に対する犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発活動、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講ずるものとする。

(大規模事案等における支援)

第二十条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対して支援を行う緊急の必要があるときは、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と協力して、当該事案に対応するための態勢を整え、及び当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対して情報の提供、病院への付添い、心理に関する支援その他の必要な支援を当該事案の発生後直ちに実施するものとする。

(県内に住所を有しない者等に対する支援)

第二十一条 県は、県内で発生した犯罪等により被害を受けた者又はその家族若しくは遺族が県内に住所又は居所を有しない場合には、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携して、当該犯罪等により被害を受けた者又はその家族若しくは遺族が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策は、当該犯罪等により被害を受けた者又はその家族若しくは遺族が住所又は居所を有する都道府県、当該都道府県に所在する民間支援団体その他の犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援に関係する者と連携して講ずるものとする。

(県民の理解の増進等)

第二十二条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況、その名誉又は生活の平穏に対する

る配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、及び犯罪被害者等が地域社会において孤立することのないよう、広報活動、啓発活動及び教育活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、年齢、発達段階、障害の程度、被害を受けた犯罪等の性質等の事情により自ら被害を受けた旨を申し出ることが困難な犯罪被害者等が必要な犯罪被害者等支援を受けることができるよう、啓発活動、被害について相談しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の実施等)
第二十三条 県は、小学校、中学校及び高等学校の設置者及び校長と連携し、児童及び生徒に対して犯罪被害者等の置かれている状況、その名譽又は生活の平穩に対する配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について理解を深めるための教育、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)
第二十四条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等支援に従事する者を育成するための研修の実施、犯罪被害者等支援に関する活動への県民の参画を促進するための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)
第二十五条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を効果的に実施するため、犯罪被害者等支援に関する情報の収集、分析等の必要な調査研究を行うものとする。

(民間支援団体等に対する支援)
第二十六条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報保護の適切な管理)
第二十七条 県は、犯罪被害者等支援に従事する者に対し、犯罪被害者等支援における犯罪被害者等に係る個人情報の保護の重要性を理解させ、及び犯罪被害者等に係る個人情報保護を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)
第二十八条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山梨県安全・安心なまちづくり条例の一部改正)
2 山梨県安全・安心なまちづくり条例(平成十七年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。
第十九条を削り、第二十条を第十九条とする。

山梨県個人情報保護に関する法律施行条例をここに公布する。
令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十号
山梨県個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「県の機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長をいう。

2 この条例において「県の機関等」とは、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人をいう。

3 前二項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)で使用する用語の例による。

(法第七十五条第五項の規定に基づく帳簿)

第三条 県の機関等は、規則で定めるところにより、当該県の機関等が保有している法第七十四条第二項第九号に掲げる個人情報ファイルのうち本人の数が規則で定める数以上であるものについて、同条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他規則で定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載した帳簿(第三項において「条例個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表するものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 法第七十四条第二項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる個人情報ファイル
- 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 三 法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルであって、その利用目的及び記

録範囲が前項の規定による公表に係る同条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内のもの

3 第一項の規定にかかわらず、県の機関等は、記録項目の一部若しくは法第七十四条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル簿を条例個人情報ファイル簿に登録することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を条例個人情報ファイル簿に記載せず、又はその個人情報ファイル簿を条例個人情報ファイル簿に登録しないことができる。

(開示に関する措置)

第四条 県の機関等は、法第八十二条第一項の規定による開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の通知又は同条第二項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の通知をするに当たり、開示請求に係る保有個人情報を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該通知にその期日を記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第五条 法第八十三条第一項の規定にかかわらず、開示決定等は、開示請求があった日から十五日以内になければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 法第八十三条第二項及び前項の規定にかかわらず、県の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を十五日以内に限り延長することができる。この場合において、県の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第六条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から三十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、法第八十四条及び前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第七条 県の機関に対し開示請求をする者は、規則で定めるところにより、保有個人情報開示手数料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 県の機関が法第八十二条第二項の決定をした場合

二 開示請求をする者が閲覧の方法により開示を受ける場合

三 開示請求をする者が電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と開示請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示請求を行い、当該電子情報処理組織による開示を受ける場合

2 保有個人情報開示手数料の額は、別表の上欄に掲げる行政文書の種別及び同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3 知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、保有個人情報開示手数料を減額し、又は免除することができる。

(送付に要する費用の負担)

第八条 保有個人情報の開示を受ける者は、当該保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求める場合にあつては、規則で定めるところにより、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

2 知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第九条 次の各号に掲げる者は、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める名称の手数をあらかじめ納付しなければならない。

一 法第十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県の機関と締結しようとする者 行政機関等匿名加工情報作成手数料

二 法第十八条第二項において準用する法第十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県の機関と締結しようとする者 作成された行政機関等匿名加工情報利用手数料

2 前項の手数料の額は、次の表の上欄に掲げる手数料の名称に応じ、同表の下欄に定める額とする。

手数料の名称	金額
一 行政機関等匿名加工情報作成手数料	二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額
イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間未満	

<p>二 作成された行政機関等匿名加工情報利用手数料</p>	<p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額</p> <p>ロ 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元</p>
<p>二 作成された行政機関等匿名加工情報利用手数料</p>	<p>でごとに三千九百五十円</p> <p>ロ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）</p>

3 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（個人情報保護審議会の設置）

第十条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の規定により、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、知事の附属機関として山梨県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事務を処理する。

- 一 第十八条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- 二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第二項に規定する事項について、調査審議し、及び建議すること。
- 三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条第一項に規定する評価書に記載された同項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。

3 審議会は、委員五人をもって組織する。ただし、審査請求に係る事件の増加に対応するため知事が必要と認めるときは、五人に限り、委員の数を増加することができる。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第三項ただし書の規定により増員された委員の任期は、二年以内で知事が定める期

間とする。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

9 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

10 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

11 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

12 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

13 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第十一条 審議会に部会を置き、審査請求に係る事件の調査審議の一部を行わせることができる。

2 部会は、審議会の指名する委員三人をもって構成する。

（審議会の調査権限）

第十二条 審議会は、必要があると認めるときは、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により諮問をした県の機関等（以下「諮問機関」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

（委員による調査手続）

第十三条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第十四条 審議会は、第十二条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この

項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。))又は諮問機関をいう。以下この条において同じ。))以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第十五条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申の尊重義務)

第十六条 諮問機関は、審議会の答申を尊重しなければならない。

(審議会の運営に関する委任)

第十七条 第十条から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

(法第二百二十九条の規定による審議会への諮問)

第十八条 県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又はこの条例を廃止しようとする場合
- 二 法第六十六条第一項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、県の機関等における個人情報の取扱いに関する事項を定めようとする場合

(簡易な手続による保有個人情報の提供)

第十九条 県の機関は、本人から保有個人情報の提供を求める旨の申出を受けた場合に直ちに提供することができる保有個人情報を定めることができる。

2 県の機関は、前項の規定により保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の個人情報取扱事務の名称及び記録項目、閲覧期間並びに閲覧場所を速やかに告示するものとする。

3 本人は、第一項の規定により定められた保有個人情報について、当該保有個人情報を保有する県の機関に対し、当該申出に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、かつ、規則で定める事項を記載した書面を提出して提供を求める旨の申出をすることができる。

4 県の機関は、前項の規定により保有個人情報の提供を求める申出があつた場合にお

いて、当該申出をした本人が当該保有個人情報の本人であることを確認したときは、直ちに当該保有個人情報を閲覧させるものとする。

5 前各項の規定は、法第七十六条の規定により保有個人情報の開示を請求することを妨げるものと解してはならない。

(施行の状況の公表)

第二十条 県の機関等は、法及びこの条例の施行の状況について、知事に報告するものとする。

2 知事は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、規則で定めるところによりその概要を公表するものとする。

(規則への委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十二条 第十条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則第一条第七号に掲げる規定(同法第五十一条の規定に限る。)の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

(山梨県個人情報保護条例の廃止)

第二条 山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)は、廃止する。(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の山梨県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。))第九条の規定によるその業務に關して知り得た旧条例第二条第二項に規定する個人情報(第一号において「旧個人情報」という。))の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務であつて次に掲げる者に係るものについては、この条例の施行後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の日(以下「施行日」という。))において旧条例第二条第一項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。))の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であつた者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 施行日前において旧条例第八条第二項に規定する受託業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第十四条第一項若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第二

項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に従前の山梨県個人情報保護審議会（以下この条において「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に第十条第四項の規定により審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

4 施行日前に旧条例第四十三条第一項の規定により旧審議会にされた諮問は、審議会にされたものとみなす。この場合において、当該諮問に係る審査請求についての調査審議については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第五十二条第六項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

6 令和四年度に係る旧条例第六十六条の規定による公表については、なお従前の例による。

第四条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第五項に規定する個人情報ファイル（同項第一号に係るもの）に限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 施行日において旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

二 前条第一項第二号に掲げる者

2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第四項に規定する保有個人情報を実施日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前条第五項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前三項の規定は、県の区域外においてこれらの規定の罪を犯した者にも適用する。

第五条 附則第二条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（山梨県県民生活センター設置条例の一部改正）

第六条 山梨県県民生活センター設置条例（昭和五十五年山梨県条例第二号）の一部を

次のように改正する。
第五条中「山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第八條第一項」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十六条第一項」に改める。

（山梨県情報公開条例の一部改正）

第七条 山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第二条第二項」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項」に改める。

第八条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 個人情報の保護に関する法律第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するもの）に限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

第十条中「不開示情報」の下に「（第八条第一号の二に掲げる情報を除く。）」を加える。

（山梨県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第八条 山梨県住民基本台帳法施行条例（平成十四年山梨県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第五十二条第一項」を「山梨県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第五十号）第十条第一項」に改める。

（山梨県行政不服審査法施行条例の一部改正）

第九条 山梨県行政不服審査法施行条例（平成二十八年山梨県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（設置等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 審査会は、法の規定によりその権限に属せられた事項（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条に規定する審査請求に係るものを除く。）を処理する。

別表（第七条関係）

行政文書の種別		開示の実施の方法	金額
一 文書又は図画	イ 用紙に複写したものの交付	ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	A三判以下の大きさの用紙一枚につき十円（カラーで複写したものについては、四十円）
二 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの交付	ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき七十円

ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百十円
---	----------

備考 一の項イ又は二の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定し、A三判を超える大きさのものについては、A三判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十一号

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部改正）

第一条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（昭和二十七年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

（山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部改正）

第三条 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例（令和元年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例（次項において「改正後の特別職秘書条例」という。）の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例又は改正後の特別職秘書条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例又は第三条の規定による改正前の山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例又は改正後の特別職秘書条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十二号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十三号

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第六条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

再任職員以外の職員

41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						
	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二（第六条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500

再任用職員以外の職員	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000

再任職員以外の職員

41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		

	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			
	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600

	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
再任職員以外の職員	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			

137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						
139	301,600	332,500						
140	301,900	332,900						
141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。